

浜松医師会看護高等専修学校同窓会会則（案）

昭和 60 年 6 月 9 日議決

昭和 63 年 7 月 3 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

（名 称）

第 1 条 本会は、浜松医師会看護高等専修学校同窓会と称し、本部を本校内におく。

（目 的）

第 2 条 本会は、次のことを目的とする。

- 1．会員相互の親睦をはかる。
- 2．会員の教養を高めると共に看護者の資質向上をめざす。
- 3．地域医療に貢献し併せて本校の発展に寄与する。

（会 員）

第 3 条 会員は次の者とする。

- 1．浜松市医師会准看護婦養成所卒業生
- 2．浜松市医師会准看護学院卒業生
- 3．浜松市医師会看護高等専修学校卒業生
- 4．浜松医師会看護高等専修学校卒業生

特別会員は次の者とする。

- 1．本校職員
- 2．本校退職職員

（役 員）

第 4 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
書 記	2 名
会 計	2 名
会計監査	2 名
幹 事	卒業年次毎各 2 名

（役員の仕事）

第 5 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1．会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2．副会長は会長を補佐しその業務を代行する。
- 3．書記は本会の会議等に関する事務を処理する。

4. 会計は本会の経理を行なう。
5. 監査は会計事務の諸帳簿、証拠書類等を監査する。
6. 幹事は各卒業年次をまとめると共に会長の諮問に応ずる。

(役員 の 選 出)

第 6 条 役員 の 選 出 は 次 の 方 法 で 行 な う 。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は幹事の中から互選し総会の承認を得る。
2. 幹事は夫々卒業年次毎に選出する。

(役員 の 任 期)

第 7 条 役員 の 任 期 は 総 会 か ら 次 の 総 会 ま で と し 再 選 は 妨 げ な い 。

(役員 の 補 充)

第 8 条 役員 に 欠 員 が 生 じ た と き は、 役 員 会 に お い て 補 充 す る こ と が で き る。 補 充 さ れ た 役 員 の 任 期 は 前 任 者 の 残 余 期 間 と す る 。

(会 議)

第 9 条 本 会 の 会 議 は、 総 会、 役 員 会 と し 必 要 な 都 度 会 長 が こ れ を 招 集 す る。 議 事 は 出 席 者 の 過 半 数 の 賛 成 で こ れ を 決 す る 。

(顧 問 並 び に 相 談 役)

第 10 条 本 会 は 会 務 を 円 滑 に 行 な う た め 顧 問 並 び に 相 談 役 を お く こ と が で き る。 顧 問 並 び に 相 談 役 は、 会 長 が 役 員 会 の 同 意 を 得 て 委 嘱 し 必 要 に 応 じ て 会 議 に 出 席 し 意 見 を 述 べ る こ と が で き る 。

(会 計)

第 11 条 本 会 の 経 費 は 入 会 金、 臨 時 会 費 お よ び そ の 他 の 収 入 を も っ て 充 当 す る 。

1. 入会金は 2,000 円とし入会の際納める。
 2. 臨時会費は、総会の都度、総会に必要な金額を徴収する。
- 会計期間は、総会から次の総会前日までとする。

附 則

(会 則 の 改 廃)

第 12 条 この 会 則 の 改 廃 は 総 会 で 行 な う 。

(実 施 期 日)

第 13 条 この 会 則 は、 昭 和 60 年 6 月 9 日 より 実 施 す る 。

- 2 この 会 則 は、 昭 和 63 年 7 月 3 日 より 実 施 す る 。
- 3 この 会 則 は、 平 成 23 年 4 月 1 日 より 実 施 す る 。